４　障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく事業のサービス内容

各事業のサービス内容と利用できる方は、次のとおりとなっています。
※「障害者」と表記されている場合は、身体障害、知的障害、精神障害の３障害を指します。
　精神障害者には発達障害及び高次脳機能障害を含みます。

（１）自立支援給付

ア　介護給付・訓練等給付

サービスと内容		利用できる方
訪問系・その他サービス	居宅介護（ホームヘルプサービス） 居宅において、生活全般にわたる援助を行います。以下の種類に分けられます。 ①入浴、排泄、食事、居宅内での代読・代筆支援等を介助する身体介護 ②調理、洗濯、掃除、居宅内での代読・代筆支援等を支援する家事援助 ③病院や官公署へ行く際の移動介助を行う通院等介助 ④車両への乗降時に介助を行う通院等乗降介助	障害支援区分が区分１以上（障害児にあってはこれに相当する心身の状態）である障害者・障害児・難病等患者
	重度訪問介護 常時介護が必要な場合において、身体介護、家事援助及び外出介護を総合的に行います。	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害もしくは重度の精神障害により、行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする方、難病等の患者 ※支援区分４以上
	重度障害者等包括支援 居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。	寝たきり状態で四肢に麻痺があり、人工呼吸器による呼吸管理を行っている方または最重度知的障害者の方 ※支援区分６
	同行援護 移動に必要な情報の提供（外出先での代読、代筆を含む）、移動の援護等を行います。	視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者・障害児（小学生以上）・難病等患者
	行動援護 著しい行動障害のある障害者の外出時および外出前後の介助を行います。	知的障害または精神障害により著しい行動障害のある障害者・障害児（小学生以上）で常時介護が必要な障害者（判定が必要となります。） ※支援区分３以上（障害児にあってはこれに相当する心身の状態）
訪問系・その他サービス	自立生活援助 一人暮らしに必要な生活力等を補うため、訪問等により日常生活上の課題を把握し、必要な支援を行います。	施設やグループホームを退所した障害者又は単身または家族等と同居しているが支援が見込めない障害者

【見込量確保の方策】

○日常生活用具の利用希望者に対して、「市ホームページ」や「障害福祉の案内」等を活用し、わかりやすい情報提供を行うとともに、他市の動向等の情報収集に努め、技術の進歩等による日常生活用具の機能向上等を考慮し、給付対象とする日常生活用具の見直しを検討します。

オ　移動支援事業　身 知 精 発 難 児

サービス種別	単位	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
移動支援	利用者数【人/年】	127	132	137
	利用時間【時間/年】	8,770	9,250	9,730
	事業所数【箇所】	52	52	52

【見込量確保の方策】

○移動支援事業は、一人での外出が困難な障害者等にとって必要不可欠な事業であり、サービス提供事業者に対して、移動時の介助に必要な知識や技能を習得したガイドヘルパーの養成のための研修等を周知し、移動支援事業者の拡充を図ります。また、利用を希望する障害者に対して、わかりやすい情報提供等を行うことで、広く周知することに努めます。

○現在は、通学のための移動手段としての利用は認められていませんが、重症心身障害児や医療的ケア児など、著しく通学が困難な障害児が通学できるよう体制整備を目指します。